

## 広島県告示第三十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

令和五年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字別迫、三次市甲奴町小童

移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字青近、世羅郡世羅町大字青水、世羅郡世羅町大字赤屋、世羅郡世羅町大字伊尾、世羅郡世羅町大字井折、世羅郡世羅町大字小谷、世羅郡世羅町大字川尻、世羅郡世羅町大字京丸、世羅郡世羅町大字黒渕、世羅郡世羅町大字甲山、世羅郡世羅町大字三郎丸、世羅郡世羅町大字寺町、世羅郡世羅町大字徳市、世羅郡世羅町大字戸張、世羅郡世羅町大字中原、世羅郡世羅町大字西上原、世羅郡世羅町大字西神崎、世羅郡世羅町大字東上原、世羅郡世羅町大字東神崎、世羅郡世羅町大字堀越、世羅郡世羅町大字本郷、世羅郡世羅町大字安田、世羅郡世羅町大字山中福田、府中市上下町井永、府中市上下町国留、府中市上下町佐倉、府中市上下町上下、府中市上下町深江、府中市上下町松崎、府中市上下町矢多田、府中市上下町矢野、三次市吉舎町雲通、三次市吉舎町上安田、三次市吉舎町吉舎、三次市吉舎町吉舎川之内、三次市吉舎町清綱、三次市吉舎町辻、三次市吉舎町徳市、三次市吉舎町檜、三次市吉舎町丸田、三次市吉舎町三玉、三次市吉舎町矢井、三次市吉舎町安田、三次市甲奴町有田、三次市甲奴町宇賀、三次市甲奴町梶田、三次市甲奴町西野、三次市甲奴町福田、三次市甲奴町本郷